

令和2年5月26日

川口工業健康保険組合

緊急事態宣言解除に伴う事務処理体制について

今般、政府より新型コロナウイルス感染症に係る「緊急事態宣言」が全域で解除されました。

当組合におきましては、感染拡大防止に向けた対応の為、厚生労働省保険課より通知された「健康保険組合における事業継続について」に基づき、当組合の勤務体制をシフト制とさせていただいておりましたが、令和2年6月1日より通常業務といたします。

加入者・事業主の皆様にはご迷惑をおかけいたしました。引き続き、各種お手続きに関しては、郵送にてお手続きいただきますよう何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。